

1. 対象について

対象製品は、総務省発行の「日本標準商品分類」を基に分類項目を作成し、小売事業者の実務分類および（社）日本プラスチック日用品工業組合における日用品分類を参考に、具体的な用途毎の中分類を設定した。

日用品の対象候補として日本工業規格における日用品の取扱いを参考に「その他電気・電子機械器具のうち電球類・照明器具・電池」、「利器工匠具及び手道具」、「身の回り品、装身具、身近細弊品及び銀器のうち喫煙用具・時計バンド」、「家庭用調理機器」、「化粧品、歯磨き、石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品」、「娯楽装置及び玩具」、「楽器」、「スポーツ用具」なども検討した。これらの対象候補は、主材料が金属である、対象製品に幅がある、認定基準策定にあたり個別の専門知識が必要となることなどの理由により、本商品類型の対象外とした。また、特定の製品を包装する箱類は、箱の内容物である製品をエコマーク認定していると誤解を招くおそれがあることから対象外とした。

日用品に相当すると判断された商品分類に属する製品であっても、表1に示す製品については、試験方法がなく証明困難である、安全面から環境配慮が困難であるなどの理由により、本商品類型の対象外とした。また、環境負荷低減を機能としてうたっているが、機能の根拠となる科学的データがないなど裏づけに乏しいアイデア製品については、当該機能の環境負荷低減効果をエコマークとして認めているとの誤解を招くおそれがあることから採り上げないこととした。なお、ここで挙げられてない製品であっても、別表1に掲げられていない製品は、原則として本商品類型の対象外となる。

以下に対象外の製品一覧を示す。

表1 本商品類型において対象外とする製品リスト

分類番号	分類	対象外製品例
	台所用品及び食卓用品（銀製、銅めつき品及び類似金属品を除く。）	
77 3271/ 77 3313/ 77 343/ 77 3513	さら	紙皿 ^{※16}
77 321/77 322/77 323/ 77 324/77 325/77 3316/ 77 345/77 361/77 39	コップ	紙コップ ^{※16}
77 621	はし	割りばし ^{※16}
77 19	その他（調理用具）	さらしネット ^{※1} 、パスタメーカー ^{※12} 、キッチンバサミ ^{※12} 、蟹ハサミ ^{※12}
85 129	スポンジ	洗剤を使わないスポンジ ^{※21}
77 91	食事用紙製品	紙ナプキン ^{※17} 、コーヒーフィルター ^{※19}
77 99	その他	鍋つかみ ^{※1} 、キッチンマット ^{※1} 、レース ^{※1} 、排水口のふた ^{※9} 、栓抜き ^{※12} 、ワインオープナー ^{※12} 、アイスピック ^{※12} 、ガス抜き器 ^{※12} 、鉄串 ^{※12} 、アルミホイル ^{※12} 、製氷皿 ^{※22}
	ランチ及び行楽用品	
95 99	その他	ペットボトルホルダー ^{※1}
	洗たく器具及び洗たく用品	

分類番号	分類	対象外製品例
85 119	その他	洗濯ネット※1
	ふる場用品及び洗面用品	
85 2329	その他のふる場用品	ボディタオル※1、ふみ台※7、シャワーヘッド※9、シャワーフック※9、蛇口ハンドル※9
	サニタリー	
85 99	その他	トイレトペーパーホルダーカバー※1、トイレマット※1、トイレトペーパーラック※7、トイレトシートペーパーホルダー※22
	清掃用品	
85 129	その他	清掃用ウェットティッシュ類※1、メッシュクリナー※1、ぞうきん※1、掃除機パーツ（吸口、パイプ、ノズル）※22
	収納	
85 99	その他の収納用品	押入れフリーラック※7、押入れ収納ワゴン※7、ネクタイ収納ケース※7、スカーフ収納ケース※7、衣装ケース※7、リビングラック※7、チェスト※7、トイレ用ラック※7、トイレトペーパーストックケース※7、収納ケース※7、箱※7、ワゴン※7、シューズラック※7、鴨居※15、長押※15、携帯を置く台※22
	装身具、身辺細貨品及び銀器	
81 24	くし、ヘアーネット	ヘアーピン※12
81 29	その他の化粧用具、頭髪用品、かつら及びこれに類するもの	化粧ポーチ※1
	家庭用園芸器具	
85 49	その他の家庭用園芸用品	芝刈り機（85 41）※12、はさみ（68 14）※12
	ゴム製基礎材	
11 5	ゴムホース	ガス用強化ゴムホース（11 565）※18
	民生用電気・電子機械器具	
60 9	その他の民生用電気電子機械器具	シェーバー※14、電動歯ブラシ※14
	履物	
80 43	スポーツ用特殊靴	アイススケート靴※12、ローラースケート靴※12、乗馬靴※13
	その他の住生活用品	
85 5	芸術品及び装飾品（銀製、銀めっき及び同類似金属製品を除く）	金属製花器※12、金属製置物※12、剥製※13、雲版・額縁及び木彫り額、柱掛け・壁掛け及び壁面装飾品、手箱及び文箱※2、書及び絵画
	その他の製品	ラッピング用品※23、鳥・犬・よけネット※1、のれん※1、七輪※9、脚立※7、メッセージボード※7、単水栓※9、混合栓※9、蛇口パイプ※9、燃料用アルコール※10、縫いぐるみ※11、カレンダー※4、アルバム※4、消火器※5、廃食用油再生石けん※6、南京錠※12、針金※12、ごとか※12、工具類※12、ハサミ研ぎ器※22、ドアベル※12、懐中電燈※14、防水テープ※15、滑り止めテープ※15
	その他の生活・文化用品	
95 1	マッチ、ろうそく、くん（薫）物及び線香	お香※13
95 412	神具	さい銭箱※8
95 422	仏具	仏壇※8、輪台※12

- ※1： エコマーク商品類型No.104「家庭用繊維製品」に該当し日用品とはみなさないため。
 ※2： エコマーク商品類型No.112「文具・事務用品」に該当し日用品とはみなさないため。
 ※3： エコマーク商品類型No.114「紙製の包装用材」に該当し日用品とはみなさないため。

- ※4： エコマーク商品類型No.120「紙製の印刷物」に該当し日用品とはみなさないため。
- ※5： エコマーク商品類型No.127「消火器」に該当し日用品とはみなさないため。
- ※6： エコマーク商品類型No.129「廃食用油再生せっけん」に該当し日用品とはみなさないため。
- ※7： エコマーク商品類型No.130「家具」に該当し日用品とはみなさないため。
- ※8： 据え付けで使用するものであり、日用品とはみなさないため。
- ※9： 84 冷暖房、食品調理器具及び装置（主熱源に電気を使用しない）並びに衛生設備用品に該当し日用品とはみなさないため。
- ※10： 88 化粧品、歯みがき、石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品など化学製品に該当し日用品とはみなさないため。
- ※11： 89 娯楽装置及びがん具に該当し日用品とはみなさないため。
- ※12： 金属製品、または金属部分が多く認定基準を満たすことが難しい製品であるため。
- ※13： 同一製品中で環境という視点から製品の差別化ができないため。
- ※14： 電気を使用した製品であるため。
- ※15： 建築用製品であるため。
- ※16： 使い捨て製品であるため。
- ※17： 食品衛生法上の規制による。
- ※18： 安全上の問題から環境配慮が困難であるため。
- ※19： 無漂白製品が十分普及したのでより環境性を高める必要があるが、新たな環境配慮事項として適当なものが存在しないため。
- ※20： 天然素材であることを認定の対象としないため。
- ※21： 衛生上の問題及び汚れを落とす機能を評価する試験方法がなく、機能性を証明できないため。
- ※22： 対象外製品の部品・付属品であるため。
- ※23： 加工基礎材及び中間製品に該当し、日用品とはみなさないため。

3. 用語の定義について

ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の定義は、JIS Q 14021におけるポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料の定義を参照した。参考としてJISの定義を示す。

(参考)

JIS Q 14021 ポストコンシューマ材料 の定義

家庭から排出される材料、又は製品のエンドユーザとしての商業施設、工業施設及び各種施設から本来の目的のためにはもはや使用できなくなった製品として発生する材料。これは、流通経路から戻される材料を含む。

JIS Q 14021 プレコンシューマ材料 の定義

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。その発生と同一の工程で再利用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用を除く。

4. 認定の基準について

4-1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「日用品」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A-1、B-5、B-6、B-8、B-9、C-1、C-8、D-1、D-6～9、E-7、E-8、およびF-1（表中◎印）である。

なお、表中の□印の欄は検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A 資源採取	B 製造	C 流通	D 使用消費	E 廃棄	F リサイクル
1. 資源の消費	◎		◎	◎		◎
2. 地球温暖化影響物質の排出						
3. オゾン層破壊物質の排出						
4. 生態系への影響						
5. 大気汚染物質の排出		◎				
6. 水質汚濁物質の排出		◎		◎		
7. 廃棄物の発生・処理処分				◎	◎	○
8. 有害物質などの使用・排出		◎	◎	◎	◎	
9. その他の環境負荷		◎		◎		

本商品類型の基準は、4-1.環境に関する基準および4-2.品質に関する基準から構成し、さらに4-1.環境に関する基準は「4-1-1.共通基準」、「4-1-2.材料に関する基準」、「4-1-3.個別製品に関する基準」から構成する。

「4-1-1.共通基準」は、本商品類型のすべての対象製品が満たす必要のある基準である。

「4-1-2.材料に関する基準」は、製品の材料に関する基準である。

「4-1-3. 個別製品に関する基準」は、製品の分類毎に定めた基準であり、製品の環境設計に関する基準、他の原因から生じる環境負荷を低減するための製品の使用に関する基準で構成する。

A 資源採取段階

◇ A - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 材料に関する基準 (2) 個別製品の再生材料配合率 (3) 天然素材の使用による環境への影響低減策 (4) 金属材料、皮革材料の扱い |
|---|

(1)については、各材料の商品類型において各材料毎の環境に関する基準を策定していることから、最終製品のひとつである本商品類型においては、既に策定されている各材料毎の環境に関する基準のうち考慮すべき項目を選定し、日用品固有の特性を考慮した上で、必要な修正を行い基準項目とした。なお、多くの日用品製造事業者は、材料自体の製造を行っていないことから、材料の製造工程に関する基準項目は原則として盛り込まず、材料自体の基準項目である再生材料や有害化学物質などについて選定した。複数材料から構成される製品については、小付属を除き、それぞれの材料基準を全て適用することとした。考慮事項は以下の通りである。

紙は、No.107「印刷用紙Version2.0」から基準項目を引用した。板紙の古紙パルプ配合率についてはNo.112「紙製の事務用品」から引用したが、当該認定基準の改定に伴い改定した。なお、禁忌品については基準項目として選定しなかった。これは、吸収部材などが使用後にリサイクル困難な状態となることなどによる。ただし、リサイクルすることが望ましい製品については材料種毎の分離容易設計を別の基準項目として策定した。アゾ着色剤の使用に関しては、本商品類型の対象製品においてアゾ着色剤により染色した紙の使用が少ないと判断し、選定しなかった。

木材は、No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」のうち、D.生活・文化用品に関する基準を引用した。

プラスチックは、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の商品区分A.廃棄時に一般廃棄物になる製品に関する基準を引用し、ハロゲン系ポリマーの使用は認めないこととした。また、同認定基準Version1.0では、黒色のごみ袋を対象外としていたが、再生プラスチックにおいてコントロールが難しい雑色ロスの用途を広げる必要性が指摘されたことや、透明・半透明ごみ袋と黒色ごみ袋の使い分けは使用者の選択にまかせるべきとの意見により、同認定基準Version2.0では黒色ごみ袋を対象外としないこととなった。

植物由来プラスチックについては、基準策定の全体方針として「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取り扱い」が2015年4月にとりまとめられたことに伴い、本認定基準にも導入した。基準値として設定したバイオベース合成ポリマー含有率は、プラスチックについては「文具・事務用品Version2.0」、合成繊維については「家庭用繊維製品Version3.0」で設定された基準値を引用した。

ガラスは、No.124「ガラス製品Version1.0」のうちC.ガラス製の日用品に関する基準を引用した。

繊維は、No.104「家庭用繊維製品Version2.0」のうちB.身の回り品に関する基準を引用した。ただし、No.104「家庭用繊維製品Version2.0」との間の対象製品整理のため、繊維が製品の外面積の50%未満であることを追加した。なお、2015年8月にNo.104「家庭用繊維製品Version2」がVersion3へ改定されたことに伴い、本認定基準も改定した。

ゴムは、事業者関係団体などの意見をもとに材料に関する基準を策定した。脱硫工程を伴う再生ゴムは、化学工程を伴うために低い再生材料配合率に留まっているものの、市場における再生ゴム製品の普及促進を目的とし、再生材料配合率10%以上とした。ゴム粉を使用した常温成形品は、ゴムの粉を固めたものであり高い配合率を達成することが可能であるため、再生材料配合率60%以上とした。No.109「タイル・ブロック Version2.0」において再生ゴムの配合率が規定されており、これを参考として基準値を策定した。

焼物は、No.109「タイル・ブロック Version2.0」を参考とし、事業者関係団体、関係自治体などの意見をもとに材料に関する基準として策定した。焼却灰・汚泥を再生材料として扱うことについては、本商品類型が消費者の日常生活で使用される製品を対象としており、有害化学物質の含有などの観点から、食品や皮膚への接触時に問題となる可能性があると判断し、採り上げないこととした。No.109「タイル・ブロック Version2.0」では、タイル・ブロックへの陶磁器屑配合率を60%以上としているが、陶磁器は再生材料配合率

20%程度が現在の技術的限界であるため、これを基準値とした。また、常温成形品については本商品類型では焼物を対象としていることから扱わないこととした。焼物の製造工程で使用されるトチ・ハマは、トチ製造事業者の製品を製陶事業者が使用し、使用済トチ・ハマを製陶事業者が焼物原料として配合する場合は、ポストコンシューマ材料として扱う。製陶事業者が製造したトチ・ハマを自社で使用し、同様に焼物原料として配合する場合は、再生材料としては扱わず、有効利用となる。素焼不良品などについては、プラスチックと同様に、自社で原料として利用するものは再生材料としては扱わず、有効利用となる。

(2)については、各製品毎に再生材料配合率の検討を以下の通り行った。

掃除機用フィルター袋は、フィルター部分の強度面から再生材料配合率を据え置きとし、フィルター以外の部品は、板紙を使用したものが多く古紙パルプの高配合が可能であることから90%以上としたが、(1)に記載の改定に伴い改定した。

廃食用油吸収材は、現行基準において古紙配合率100%であり、配合率を現行のとおりとし、古紙以外の再生材料を新たに認めることとした。

無漂白のコーヒーフィルターについては、市場におけるシェアが推計で50%以上になっており、新たな基準項目を設定し、環境性能を高めることが必要と判断したが、現状において無漂白以外の環境配慮が行われておらず、他の基準を設けることは難しいため、本製品を対象外とした。

履物は、部品交換による長寿命設計を基準としたこと、および再生材料を配合した製品が少ない状況を考慮し、スポーツシューズ、学童用シューズなどについて再生材料配合率20%以上とした。ただし、再生材料使用に向けたメーカーの取組を促進するために、2年間は再生材料配合率を10%以上とすることとした。ゴム製履物については、製品質量の約4割を占めるアウトソール部分に再生ゴムを配合可能であること、および部品交換による長寿命設計が難しいため、再生材料の高配合による資源の有効利用性を高めることが最適と判断し、40%以上とした。しかしながら、その後の調査でJISの引張強さ、伸び、老化試験、耐寒性等を満たすには、製品全体での再生材料配合率は技術的に30%が限界であることが明らかとなったため、2007年8月2日より30%以上としてメーカーの取組を推進することとした。なお、履物は2008年12月制定の商品類型No.143「靴・履物Version1」の適用対象となった。

樹脂製の食器については、特に学校給食用において、熱風消毒保管庫での保管時の耐熱・耐荷重性能を確保するとともに、食品衛生法や厚生労働省の「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に適合するためには、食器の内側にバージンプラスチックを使用し、二層成型をする必要があり、再生ポリマーの基準配合率(ポストコンシューマ：50%以上、プレコンシューマ：60%以上)を満たすことが技術的に困難であることから、2019年3月1日付の改定により、再生ポリマーの基準配合率を25%に引き下げた。学校給食においては、再生プラスチックを使用したエコマーク認定の食器で食事をするすることで、プラスチックのリサイクルを体感でき、食器を通じた環境教育が期待される。なお、食器は介護施設・病院、飲食店、家庭などでも多く使用されるが、安全性や耐久性などの性能面の要求事項は変わらないものと考えられるた

め、学校給食用に限らず同等の基準配合率とした。

(3)については、従来、天然ゴムを用いたゴム手袋やセルロースを用いた台所用スポンジなどを天然素材の使用という観点から、認定対象製品としていた。

しかし、天然ゴムについては、東南アジアを中心とした世界のゴムプランテーション栽培に対して、第三者の客観的評価による持続的資源採取可能または環境上の配慮がなされていることの確認が行われていない。また、天然素材の中には環境に配慮していると思われる材料があるものの、天然素材＝環境に優しいということではなく、材料毎に個別の客観的評価を行う必要があると考えられる。このため今回は、本商品類型において天然ゴム材料を採り上げないこととした。

セルロースについても、同様の理由から天然素材であることでの認定は行わないものの、コットンリントナー、間伐材などから製造されるものは採り上げることとした。

(4)については、金属材料がすでにリサイクルシステムが構築され日常的に再生材料が使用されていることなどの理由から、金属材料が製品全体質量の50%以上の製品は採り上げないこととした。ただし、台所流し台水切り用ストレーナー、台所流し台水切り用三角コーナー、食用油ろ過器および空き缶回収機器については、製品の使用により他の要因から生じる環境負荷の低減に寄与できることから、製品全体質量比50%以上の金属の使用を認めることとした。

皮革については、環境影響を検討するためには一層の情報収集が必要であると判断し、採り上げないこととした。

ただし、金属、皮革、石材、天然ゴムなど、本商品類型において環境に関する基準を制定していない材料については、その使用が環境へ大きな影響を与えると判断されたものではなく、当該製品に関する各認定基準が満たされている場合、50%未満の質量割合の範囲において使用を認めることとした。

B 製造段階

◇ B - 5 (大気汚染物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 大気汚染については、適切な管理がなされていること

製品の製造工程から排出される大気汚染物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できること、かつ他の商品類型と整合を図る観点から、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ B - 6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 排水については、適切な管理がなされていること

製造工程から排出される水質汚濁物質については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基

準を策定する項目として選定した。

◇ B-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)有害物質の溶出について (焼物、ゴム)

(1)については、D-8(1)に取りまとめて記述した。

「無漂白」の定義は、日本オーガニックコットン協会の認証基準に準じ、仕上げ加工工程における薬剤について下表の範囲で使用を認めた綿製品とした。なお、精練・漂白工程が同一工程のものは、過酸化水素による漂白が一般的であり、特に環境保全上の問題となる事項も挙げられなかったことから、「過酸化水素漂白」として認めることとした。なお、参照した商品類型 No.104「家庭用繊維製品 Version2」の Version3 への改定に伴い、本商品類型の対象製品に関しては、綿に関する要件の必要性が認められないことから、要件を削除した。

表 仕上げ加工工程での使用可能薬剤一覧

過酸化水素漂白 と表示	精練・漂白が同一工程のもの	1 糊抜き	使用可能 熱水・クエン酸、酢酸・塩・酵素(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど)・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤
		2 精練・漂白	使用可能 熱水・酵素(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど)・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤 ソーダ灰・1.5%owf(純分として)以下の過酸化水素。ただし、酵素または熱水、クエン酸、酢酸によって除去し、最終の布地に残渣を残さないこと。
無漂白 と表示	精練・漂白が別工程のもの	1 糊抜き	規定せず
		2 精練	漂白は行わないこと 精練に使用可能 熱水・酵素(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど)・クエン酸、酢酸・低インパクトで生分解性の陰、陽、非イオン活性剤・グルコン酸ソーダ、その他の有機キレート剤

◇ B-9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 騒音・悪臭については、適切な管理がなされていること。

製造工程からの騒音・悪臭については、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断できることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

C 流通段階

◇ C - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 包装への環境配慮について (簡素化、再生材料の利用)
- (2) 包装の表示について

(1)については、日用品においては、個別包装が主流であり包装材料が多く使われていることから使用量削減、再生材料の使用を促進することとした。優先順位は、まず不必要な包装は削減すること、包装の必要な場合には材料の使用量を減らすこと、使用する材料には再生材料を優先的に使うこととした。再生材料の配合率は材料基準に基づくこととした。ただし、再生材料配合の包装材料は薄肉化が困難であり、プラスチック製袋およびフィルムは再生材料の規定を設けないこととした。本項目は基準を策定する項目として選定された。

(2)については、使用される材料の種類の確認が難しいプラスチックに材質表示をすることで回収時の処理がスムーズになるよう、基準を策定する項目として選定した。表示はJIS K 6899に従うものとした。表示にあたっては、表示スペースなどの物理的障害があることから、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)」を参考に除外規定を設けた。

◇ C - 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 包装への環境配慮について (有害物質)

廃棄時の有害物質排出削減の観点から、プラスチック製包装材料は、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこととし、本項目を基準を策定する項目として選定した。

D 使用・消費段階

◇ D - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 製品の長寿命化
- (2) 食品の熱しやすさ、冷めにくさなど省エネルギーへの配慮

(1)については、一部の使い捨て製品を対象外とした。詳細はD-7において解説した。また、日用品において製品の長寿命化を図ることは、廃棄物および資源消費量の削減になり、環境負荷低減が期待できるため、導入可能な製品において基準を策定する項目として選定した。具体的には、交換部品の提供や修理体制などのサービス提供について、需要が環境への関心の高まりとともに高まる傾向にあるとの意見があった。このような状況に配慮し、台所用品及び食卓用品、モップなどの清掃用具および履物において、交換部品の提供や修

理体制などのサービスを提供することにより長寿命化を図ることとした。

(2)については、台所用品において、材料や形状などの工夫により、調理時間短縮による電気・ガスの使用量削減を期待できるが、効果を客観的に評価することが難しい。

保温なべについても、製品の使用により電気・ガスの使用量削減を期待できるが、同様に効果の客観的評価が難しい。

以上の理由から本項目については基準を策定する項目として選定しなかった。

◇ D - 6 (水質汚濁物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 汚れの落としやすさについて
- (2) 有害物質の溶出について
- (3) 水質汚濁物質の排出の防止について
- (4) 洗剤を使用しない洗浄用製品について

(1)については、器具の汚れを落としやすくすることによって、洗浄時の洗剤および水使用量の削減を図ることが可能である。調理器具においては、テフロン加工などの表面加工により汚れの落としやすさに配慮された製品が存在するものの、汚れの落としやすさを客観的に評価する試験方法が規格化されていないことから、本項目は基準として策定する項目として選定されなかった。

(2)については、D-8(1)に取りまとめて記述した。

(3)については、台所流し台水切り濾紙袋、台所流し台水切り用ストレーナーおよび台所流し台水切り用三角コーナーなどは、家庭排水への汚濁物質排出を防ぐことができることから、製品の使用により他の要因から生じる環境負荷の低減に寄与するものとして基準を策定する項目として選定した。

(4)については、洗剤による水質汚濁物質の削減という観点から、洗剤を使用しない台所用スポンジに関する検討を行った。洗剤を使用しないことにより衛生面で問題が生じる可能性があること、汚れの落ち方に関する確立された試験方法が存在せず、実際にどの程度の効果が期待できるのか明確ではないこと、汚れが著しい場合には洗剤が必要であることなどの理由により、対象外とした。

◇ D - 7 (廃棄物の発生・処理処分)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 使い捨て製品
- (2) 個別製品に関する基準の策定

(1)については、Version1.0の検討時において、一度の使用で廃棄される製品は、①代替製品が存在しない製品、②代替製品が存在する製品、③当該製品がなくとも日常生活に支障のない製品、④他との差別化が可能な製品、⑤高環境負荷が明らかな製品、の5つに分類し(複数分類に係る製品もある)、本商品類型において対象とすることが許容される製品を整理した。しかし、本商品類型の対象製品に限らず使い捨て製品の認定審査は判断が難しいこ

と、社会情勢の変化に伴って消費者の意識も変化してきたことをうけ、エコマーク事業全体における使い捨て製品の取扱い方針『エコマークにおける使い捨て商品に関するポリシー』が策定されたことに伴い、本商品類型における使い捨て製品の定義、対象外となる製品の指定も、この方針に従い再整理することとし、2012年2月に認定基準の部分的な改定を行った。具体的には、暮らしの中に広く普及しており、エコマーク商品の購入推奨によって消費者を誘導することが望ましい製品については、個々の製品毎に目的や使用方法を考慮して、適用範囲に含めることを基本とし、適用範囲として明記がないものについては、別に定める「使い捨て商品の取扱いに関する判断基準(審査委員会内部規定)」に従い、判断することとした。ただし、この方針に照らしてなお、繰り返し使用できるものを推奨する重要性が高く、敢えて使い捨てのものを認める必要はないとの見解から割り箸、紙皿、紙コップなどを引き続き対象外とした。

なお、類似の商品としてラップがあるが、これについては、塩化ビニルの不使用という観点のみでは採り上げないこととし、各認定基準を満たすことを認定条件とした。

(2)について、個別製品の環境に関する機能として以下のような検討を行った。

食用油ろ過器はそれを利用することにより、食用油の廃棄および家庭排水への流入を減らすことができることから、基準を策定する項目として選定した。

台所用品及び食卓用品、モップなどの清掃用具及び履物における交換部品の提供についてはD-1に記述した。

歯ブラシについては、植毛部の交換可能設計により廃棄物削減を図る製品があり、交換部品の提供を基準項目とする検討を行ったが、該当する製品が電動式歯ブラシなどに限られており、電動式の製品は本商品類型において対象外とすることから、交換部品の提供を基準とはせず、材料に関する基準を満たすことにより認定できることとした。しかしながら、2010年の新規商品類型の提案などにより、電動式以外で植毛部の交換が可能な歯ブラシが市販されており、再生材料の使用と同様の環境負荷低減効果が考えられることから、基準項目として追加することとした。なお、その効果はブラシ部を複数回以上交換することによって現れる。従って、ドイツのブルーエンジェルの基準を参考に、再利用される柄部分の実際の商品における重量割合を踏まえて、ブラシ部を2回以上交換できる本数分、本体とセットで販売することを要件とした。ただし、提案のあった歯垢除去などの性能については客観的な評価が難しいため、基準項目として策定しないこととした。

空き缶回収機器については、空き缶の回収・リサイクルを容易にすることにより、資源の有効利用、環境意識の向上、散乱ごみ発生防止による街の美観維持のために有益であることから、本項目は基準を策定する項目として選定した。

◇ D - 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|--|
| (1) 有害物質の溶出について
(2) アレルギーに関する表示 (プラスチック、ゴム) |
|--|

(1)については、食品に触れる「台所用品及び食卓用品」は、食品衛生法に定めるカドミウム、鉛に関する溶出基準を満たすこととした。

ゴムについては、再生ゴムに関する有害物質含有・溶出に関する一般的な法規・規格などは存在しないが、自治体におけるグリーン購入基準において環境庁告示46号のうち重金属に関する基準を満たすことを要件とした例があることから、本商品類型においてもこれに準じた。

(2)について、ゴムは、材料中の可塑剤(加硫促進剤、老化防止剤など)によるアレルギー性接触皮膚炎(遅延型アレルギー)、および天然ゴムのラテックス蛋白によるラテックスアレルギー(即時型アレルギー)が知られている。ゴムの安全に関する規格(JIS T9010)、食品衛生法、日本ゴム協会の自主基準など安全性に関する規格が存在し、それらに適合していることを表示することは重要であること、東京都などの行政機関においてもアレルギーに関する表示を行うよう指導していることなどの理由から、ゴムを使用した製品については必要に応じてアレルギー表示を行うこととした。ラテックス蛋白によるアレルギーは症状が重くなる可能性があることから、天然ゴム使用の製品には、通常のアレルギーに対する注意に加え、ラテックスアレルギーに対する注意を促す内容を表示することとした。

プラスチックでは、眼鏡フレームなど接触頻度の高い製品などによるアレルギー性接触皮膚炎(遅延型アレルギー)が報告されているとの意見が挙げられた。プラスチックは様々な製品で使用されている材料であり社会的影響が大きいことからプラスチック添加剤とアレルギーに関する情報を整理し、本商品類型の解説において情報提供することとした。

本項目は基準を策定する項目として選定した。

◇ D-9 (その他環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|---|
| (1) 適正な取り扱いに対する情報提供
(2) 食用油ろ過器の脱臭、脱色効果について |
|---|

(1)については、例えばフッ素コーティングされたフライパンや鍋など直接加熱に用いる製品は、空焚きにより有害物質が排出されることなど、使用にあたって注意すべきことがある。一般的にこれらの商品は比較的長期間使用されることから、使用期間中にそのような問題が発生する可能性が高いため、消費者に対して事前に製品の適正な使用方法などに関する情報提供を行う必要がある。

本項目を基準として策定する項目として選定した。

(2)については、食用油を繰り返し使用するうえで、油の臭いなどへの配慮が必要であることから、本項目を基準を策定する項目として選定した。

◇ E-7 (廃棄物の発生・処理処分)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|---|
| (1) 分離・分別が容易な構造であること。または使用材料が削減、統一されていること
(2) 生分解性プラスチックについて |
|---|

(1)については、日用品に該当する製品は、一般的に他の工業製品などと比較して構造がシンプルであり、使用される材料種類数も限られているという特徴がある。そのため、製品の設計段階において廃棄時の製品解体や材料種類ごとの分離分別の容易な構造となるよ

うに配慮することや使用材料種類数を削減、統一することは比較的容易である。これらに配慮することは、自治体などの行う廃棄物・資源の分別回収時の消費者の手間が軽減され、リサイクル促進につながるため、本項目を基準を策定する項目として選定した。

また、このような配慮がなされた製品は、リサイクルが前提になっていることから、再生材料配合率の基準を若干軽減すべきとの意見があり、製品設計における環境配慮を促進することも考慮し、そのインセンティブとしてそれぞれの材料に関する基準から10%割り引いた値とすることとした。ただし、プラスチックについては、ポストコンシューマ材料を使用した場合、これも再生材料の利用促進として有意義であることから、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」に合わせ、ポストコンシューマ材料については再生材料配合率50%とした。繊維、ゴムなどは、再生材料配合率の基準値が低い値に設定されていることから、再生材料配合率は特例なしとした。木材については、再生材料配合率を下げるのが特段インセンティブとならないことから、再生材料配合率はそのままとした。

本項目は、必要基準項目ではなく、満たした場合、材料の再生材料配合率を軽減するという特例的な観点から導入された基準である。

材料種類数の削減については、材料種類の統一、分離・分解の容易性への配慮と比較してより容易に取り組めるとの判断から、「その他住生活用品」に該当する製品の基準とし、再生材料配合率の軽減はしないこととした。

「はえたたき、はえ落とし及びねずみ取りのうち、ネズミ粘着板およびゴキブリ粘着トラップ」については、粘着部以外の部品のリサイクルを容易にするため、異種材料で構成される部品の分離容易性を基準項目とした。粘着部以外の部品は、再生材料の配合が一般的な板紙が主であることから、再生材料配合率の軽減措置は不要であると判断した。

(2)については、生分解性プラスチックを水きり用濾紙袋に使用することにより、そのまま生ごみ処理機に投入し分解可能であることからプラスチック製水切り濾紙袋を使用する場合と比較して分別の手間が削減されると同時に、生ごみの1次処理活動の促進につながるなどの環境面でも有益であるとの意見があった。

結論として、生分解プラスチックは、製品ライフサイクルの廃棄ステージに着目した機能であり、製品使用後の処理、製品ライフサイクル全体の総合的評価上の課題があると考えられる。検討に際しては、プラスチックリサイクルにおいて通常のプラスチックに生分解性プラスチックが混入すると品質が低下しリサイクルに支障を及ぼす可能性があることから、プラスチックリサイクルに混入する可能性のない限定された用途でのみ使用すべきとの意見や、一般的な日用品が土壌中で分解される必要性に乏しいこと、回収された製品がリサイクル工程で分解されるものではなく最終的にリサイクル工程から排出される廃棄物となることから、リサイクルに貢献するものではないとの意見があった。

以上より、生分解性プラスチックを認定の基準に盛り込むという結論には至らず、基準を策定する項目として選定しなかった。

◇ E-8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|--|
| (1) 粘着剤の焼却による有害物質の発生
(2) 難燃ポリマーについて |
|--|

(1)については、「はえたたき、はえ落とし及びねずみ取りのうち、ネズミ粘着板およびゴキブリ粘着トラップ」は捕獲衛生害虫・獣と共に可燃ごみとして排出されると想定され、粘着剤の焼却による有害物質の発生について検討が必要であるという意見があった。ネズミ粘着板の粘着剤は、一般的にポリブテンが用いられており、有害性に関する知見はないことから特に基準を策定する項目として選定しなかった。

(2)については、ポリ塩化ビニルおよびポリ塩化ビニリデン、臭素系難燃剤などの含有と燃焼廃棄時のダイオキシンの発生との関係があげられる。調査・検討の結果、プラスチック製のしゃもじやへらなどの調理用具は、一般的に難燃プラスチックを使用しておらず、本商品類型の対象製品に難燃剤が使用される事例は少ないと推測された。エコマーク事業実施要領に基づく難燃剤の使用に関する規定があり、有害物質の発生を極力回避する観点から、本商品類型においてもこれに則ることとした。なお、難燃剤の規定は、商品類型ごとに必要性を検討することとされたため、2012年7月にエコマーク事業実施要領に基づく難燃剤の使用に関する規定は廃止された。また、本商品類型では、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」を参照し、国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質に関する基準項目が設定されていたが、2016年6月の部分改定時に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の規制物質を参照し、農薬に使用される化学物質を中心とする従来の基準項目は削除し、難燃剤に関する基準項目を設定することとした。

F リサイクル段階

◇ F-1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- | |
|---|
| (1) 使用済み製品の回収、再使用のためのシステムが確立されていること
(2) 再使用回数の設定について |
|---|

(1)については、使用済み製品が回収、リサイクルされることによって廃棄物の発生および資源消費の削減が期待される。本商品類型の対象製品の多くは使用期間などの使用形態が多岐に渡っているため、回収システムが確立できるような量を定期的に集めるのは難しい。ただし、ダストコントロールマットについては、業務用レンタル製品が多く、回収のシステムが用意されていると考えられる。従って、ダストコントロールマットについては回収し、さらにそれを再使用するシステムが確立されていることを基準を策定する項目として選定した。

(2)については、ダストコントロールマットは業務用レンタル製品として、回収され繰り返し再使用される製品が多い。再使用回数を多くするほど廃棄物の発生、資源消費量は削減される。そこで、再使用回数を実績として報告すると共に、繰り返しての使用に耐える設計とすることを、基準を策定する項目として選定した。

◇ F-7 (廃棄物の発生・処理処分)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 分離・分別が容易な構造であること

(1)については、E-7(1)において取りまとめて記述した。

以上